

別表

(1) 法第43条第2項第2号許可基準

法第43条第2項第2号の規定による許可において、建設省令に該当するもので、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める基準は、次のいずれかとする。

ア 省令第10条の3第4項第1号に該当するものは次に掲げるものとする

- (ア) 敷地が公園、緑地、広場等広い公共の用に供する空地（以下「公園等の公共空地」という。）内にあるもの
- (イ) 敷地が公園等の公共空地に2メートル以上接しており、道路まで通行上支障のない幅4メートル以上の経路が確保されているもの
- (ウ) 敷地から駅前広場を通過して、道路まで通行上支障のない幅4メートル以上の経路が確保されているもの
- (エ) 空港敷地内にあるもの

イ 省令第10条の3第4項第2号に該当するものは、公共の管理する幅員4メートル以上の道、空地で管理者の承認を得たものに2メートル以上接するものとする

ウ 省令第10条の3第4項第3号に該当するものは次に掲げるものとする

- (ア) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項の基準に適合する幅員4メートル以上の道に2メートル以上接するもの
- (イ) 拡幅道路用地が事業主体により買収済みで通行上支障のないものに2メートル以上接するもの
- (ウ) 関係権利者の協定により4メートル以上の幅員の確保が確実な道、空地に2メートル以上接するもの
- (エ) 幅員1.8メートル以上の「2項に準ずる道」として過去に確認処分を受けてきた道に2メートル以上接するもの
- (オ) 敷地から河川等公共空間を介し道路に通ずるもので、その管理者から占用許可等の承諾があり敷地から道路まで通行上支障のないもの（里道の場合は占用許可不要）に2メートル以上接するもの
- (カ) 上記（ア）から（オ）以外で交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないもの

(2) 包括同意基準

	基準1	基準2	基準3	基準4	基準5
該当する許可基準	許可基準アに該当するもの	許可基準イに該当するもの	許可基準ウ（ア）から（ウ）までに該当するもの	許可基準ウ（ウ）および（エ）に該当するもの	許可基準ウ（オ）に該当するもの
	公園等の公共空地が周囲にある敷地および空港敷地	幅員4m以上の公共の用に供する道（公的管理道）に接する敷地	幅員4m以上の協定空地等に接する敷地	幅員1.8m以上、4m未満の協定空地等に接する敷地	河川等を挟んで道路に接する敷地

(3) 包括同意基準一覧表（包括審査に該当するもの）

凡例○：可

包括同意基準		基準1	基準2	基準3	基準4	基準5
該当する許可基準		許可基準ア	許可基準イ	許可基準ウ（ア）から（ウ）	許可基準ウ（ウ）および（エ）	許可基準ウ（オ）
同意基準		公園等の公共空地が周囲にある敷地及び空港敷地	幅員4m以上の公共の用に供する道（公的管理道）に接する敷地	避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路で、道路に通ずるものに有効に接する敷地 公的管理道、協定空地等		敷地と道路の間に河川等が存在する場合
状況	道・空地等の有効幅員	幅員4m以上（原則）	幅員4m以上	幅員4m以上	幅員1.8m以上、4m未満	
	中心後退等（対側が河川等の場合一方後退）	——	——	——	必要	——
	通行等の確保	通行可能で、公共空地又は空港敷地の管理者の通行等の承諾があるもの	通行可能で、公的管理道の管理者の通行等の承諾があるもの	現に一般の通行の用に供されていること（私道にあつては、関係権利者の協定等により4m以上の確保が確実なこと）		占用許可が必要
	接する幅	2m以上				
建物条件・工事種別	建物用途	特殊建築物でないこと（公園等の空地内及び空港敷地を除く）	——	特殊建築物でないこと		——
	規模	3階建以下（公園等の空地内及び空港敷地を除く）	——	3階建以下	原則 <sup>※1</sup> 、2階建以下	——
	構造	——			公的管理道の場合、原則 <sup>※2</sup> 、準防火地域仕様	——
	新築	○	○	○	○	○
	既存の建替	○	○	○	○	○
	既存の増築	○	○	○	○	○
形態制限	道路斜線等	——	道・空地等を道路とみなして算定		4mで算定	現況幅員による
	容積率制限	4mで算定	道・空地等を道路とみなして算定		4mで算定	現況幅員による
参考事例		事例1	事例2	事例3、3-2	事例4、4-2	事例5
備考		上記条件に該当しないものは、敷地及び周囲の状況により建物条件・工事種別等に条件を付して個別審査とする				

※1 3階建の条件として、公的管理道、協定空地等を敷地とみなして、平成5年12月13日建設省事務連絡「路地状敷地の非常用の進入口の取扱い」を準拠した計画であり、3階部分の安全性が確保されること。

※2 関係権利者の協定による空地幅員4m以上の確保が確実と認められる場合を除く。